

嘉手納基地周辺の騒音の算定方式に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年九月二十日

参議院議長 江田五月 殿

糸數慶子

嘉手納基地周辺の騒音の算定方式に関する質問主意書

防衛省が嘉手納基地周辺で実施している騒音の自動測定に基づくW値（うるさき指数）が、沖縄県の測定に基づくW値と比して低いことが判明した。これは、軍事空港周辺での騒音を正確に示すために定めた算定方式に、防衛省が従っていないためとの指摘がある。

よつて、以下質問する。

一 防衛省の測定に基づくW値が、沖縄県の測定に基づくW値と比して低いことについて、政府の見解を明らかにされたい。

二 軍事空港におけるW値の算定方式について、具体的に分かりやすく説明されたい。

三 防衛省のW値の算定方式は、環境省の算定方式を基本に、ジェット機の着陸の場合は二デシベルを加算し、補正を行うとされているが、実際、補正を行っているのか明らかにされたい。

四 防衛省は、七十デシベル未満を航空機騒音とせず切り捨ててW値を算定しているが、その根拠を明らかにされたい。

右質問する。

